

「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書(平成 15 年 3 月 5 日制定、平成 27 年 3 月 10 日最終改訂)を次のように改訂する。

※ は変更点を意味する。

対応する 会計基準 及び注解	改 訂 後	改 訂 前
第 15 固定負債	<p>第15 固定負債</p> <p>次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注9)</p> <p style="text-align: center;">【略】</p> <p>(3) 前受受託研究費(受託研究費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。)で一年以内に使用されないと認められるもの</p> <p><u>(4) 前受共同研究費(共同研究費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。)で一年以内に使用されないと認められるもの</u></p> <p>(5) 前受受託事業費等(受託事業費及び共同事業費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。)で一年以内に使用されないと認められるもの</p> <p>(6) 国立大学財務・経営センター債務負担金(国立学校特別会計から独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した借入金の償還のための独立行政法人国立大学財務・経営センターへの拠出債務をいう。以下同じ。)</p> <p>(7) 長期借入金</p> <p>(8) 国立大学法人等債(国立大学法人法第33条の規定により発行する債券をいう。以下同じ。)で一年以内に償還されないもの</p> <p>(9) 退職給付(国立大学法人等の役員及び教職員の退職を事由として支払われる退職一時金、厚生年金基金から支払われる年金給付をいう。以下同じ。)に係る引当金</p> <p>(10) 退職給付に係る引当金及び資産に係る引当金以外の引当金であって、一年以内に使用されないと認められるもの</p> <p>(11) 長期未払金</p> <p>(12) 資産除去債務。ただし、流動負債として計上されるものを除く。</p> <p>(13) その他の負債で流動負債に属しないもの</p>	<p>第15 固定負債</p> <p>次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注9)</p> <p style="text-align: center;">【略】</p> <p>(3) 前受受託研究費等(受託研究費及び共同研究費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。)で一年以内に使用されないと認められるもの</p> <p>(4) 前受受託事業費等(受託事業費及び共同事業費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。)で一年以内に使用されないと認められるもの</p> <p>(5) 国立大学財務・経営センター債務負担金(国立学校特別会計から独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した借入金の償還のための独立行政法人国立大学財務・経営センターへの拠出債務をいう。以下同じ。)</p> <p>(6) 長期借入金</p> <p>(7) 国立大学法人等債(国立大学法人法第33条の規定により発行する債券をいう。以下同じ。)で一年以内に償還されないもの</p> <p>(8) 退職給付(国立大学法人等の役員及び教職員の退職を事由として支払われる退職一時金、厚生年金基金から支払われる年金給付をいう。以下同じ。)に係る引当金</p> <p>(9) 退職給付に係る引当金及び資産に係る引当金以外の引当金であって、一年以内に使用されないと認められるもの</p> <p>(10) 長期未払金</p> <p>(11) 資産除去債務。ただし、流動負債として計上されるものを除く。</p> <p>(12) その他の負債で流動負債に属しないもの</p>
第 16 流動負債	<p>第16 流動負債</p> <p>次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。(注9)</p> <p style="text-align: center;">【略】</p>	<p>第16 流動負債</p> <p>次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。(注9)</p> <p style="text-align: center;">【略】</p>

対応する 会計基準 及び注解	改訂後	改訂前
	<p>(6) 前受受託研究費。ただし、固定負債に属するものを除く。 <u>(7) 前受共同研究費。ただし、固定負債に属するものを除く。</u> (8) 前受受託事業費等。ただし、固定負債に属するものを除く。 (9) 前受金(年度開始前に受領した当該年度に係る授業料等をいう。以下同じ。) (10) 預り科学研究費補助金等 (11) 預り金((3)、(4)及び(9)を除く。以下同じ。) (12) 短期借入金 (13) 一年以内償還予定国立大学法人等債 (14) 未払金(国立大学法人等の通常の業務活動に基づいて発生した未払金をいう。以下同じ。) (15) 前受収益で一年以内に収益となるべきもの(注10) (16) 未払費用で一年以内に対価の支払をすべきもの(注10) (17) 未払消費税等 (18) 引当金(資産に係る引当金及び固定負債に属する引当金を除く。) (19) 資産除去債務で一年以内に履行が見込まれるもの (20) その他の負債で一年以内に支払われ又は返済されると認められるもの</p>	<p>(6) 前受受託研究費等。ただし、固定負債に属するものを除く。 (7) 前受受託事業費等。ただし、固定負債に属するものを除く。 (8) 前受金(年度開始前に受領した当該年度に係る授業料等をいう。以下同じ。) (9) 預り科学研究費補助金等 (10) 預り金((3)、(4)及び(9)を除く。以下同じ。) (11) 短期借入金 (12) 一年以内償還予定国立大学法人等債 (13) 未払金(国立大学法人等の通常の業務活動に基づいて発生した未払金をいう。以下同じ。) (14) 前受収益で一年以内に収益となるべきもの(注10) (15) 未払費用で一年以内に対価の支払をすべきもの(注10) (16) 未払消費税等 (17) 引当金(資産に係る引当金及び固定負債に属する引当金を除く。) (18) 資産除去債務で一年以内に履行が見込まれるもの (19) その他の負債で一年以内に支払われ又は返済されると認められるもの</p>
<p>第54 負債の表 示項目</p>	<p>第54 負債の表示項目 1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 【略】 (3) 長期前受受託研究費 <u>(4) 長期前受共同研究費</u> (5) 長期前受受託事業費等 (6) 国立大学財務・経営センター債務負担金 (7) 長期借入金 (8) 国立大学法人等債 (9) 引当金 (10) 長期未払金 (11) 資産除去債務 (12) その他 2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 【略】 (6) 前受受託研究費 <u>(7) 前受共同研究費</u> (8) 前受受託事業費等 (9) 前受金 (10) 預り金 (11) 短期借入金</p>	<p>第54 負債の表示項目 1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 【略】 (3) 長期前受受託研究費等 (4) 長期前受受託事業費等 (5) 国立大学財務・経営センター債務負担金 (6) 長期借入金 (7) 国立大学法人等債 (8) 引当金 (9) 長期未払金 (10) 資産除去債務 (11) その他 2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 【略】 (6) 前受受託研究費等 (7) 前受受託事業費等 (8) 前受金 (9) 預り金 (10) 短期借入金 (11) 一年以内返済予定長期借入金</p>

対応する 会計基準 及び注解	改訂後	改訂前
	(12) 一年以内返済予定長期借入金 (13) 一年以内償還予定国立大学法人等債 (14) 未払金 (15) 前受収益 (16) 未払費用 (17) 未払消費税等 (18) 引当金 (19) 資産除去債務 (20) その他	(12) 一年以内償還予定国立大学法人等債 (13) 未払金 (14) 前受収益 (15) 未払費用 (16) 未払消費税等 (17) 引当金 (18) 資産除去債務 (19) その他
第56 貸借対照表の様式	第56 貸借対照表の様式 貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。 <div style="text-align: center;"> 貸借対照表 (平成〇〇年3月31日) </div> <p style="text-align: center;">【略】</p> 負債の部 I 固定負債 <div style="text-align: right;"> 【略】 長期前受受託研究費 XXX 長期前受共同研究費 XXX 長期前受受託事業費等 XXX 【略】 </div> II 流動負債 <div style="text-align: right;"> 【略】 前受受託研究費 XXX 前受共同研究費 XXX 前受受託事業費等 XXX 【略】 </div>	第56 貸借対照表の様式 貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。 <div style="text-align: center;"> 貸借対照表 (平成〇〇年3月31日) </div> <p style="text-align: center;">【略】</p> 負債の部 I 固定負債 <div style="text-align: right;"> 【略】 長期前受受託研究費等 XXX 長期前受受託事業費等 XXX 【略】 </div> II 流動負債 <div style="text-align: right;"> 【略】 前受受託研究費等 XXX 前受受託事業費 XXX 【略】 </div>
第62 収益の表示項目	第62 収益の表示項目 1 【略】 2 入学金収入、検定料収入、附属病院収入、受託研究収入、共同研究収入、受託事業等収入等については、教育研究等の実施によって実現したもののみをそれぞれ適切な名称を付して表示する。	第62 収益の表示項目 1 【略】 2 入学金収入、検定料収入、附属病院収入、受託研究等収入、受託事業等収入等については、教育研究等の実施によって実現したもののみをそれぞれ適切な名称を付して表示する。
第63 損益計算書の様式	第63 損益計算書の様式 損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。	第63 損益計算書の様式 損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

対応する 会計基準 及び注解	改訂後	改訂前
	<p style="text-align: center;">損益計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p> <p>経常費用 業務費</p> <p style="padding-left: 40px;">【略】</p> <p style="padding-left: 40px;">受託研究費 XXX</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>共同研究費</u> <u>XXX</u></p> <p style="padding-left: 40px;">受託事業費 XXX</p> <p style="padding-left: 40px;">【略】</p> <p>経常収益</p> <p style="padding-left: 40px;">【略】</p> <p style="padding-left: 40px;">受託研究収益 XXX</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>共同研究収益</u> <u>XXX</u></p> <p style="padding-left: 40px;">受託事業等収益 XXX</p> <p style="padding-left: 40px;">【略】 <u>XXX</u></p> <p>雑益</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(何)引当金戻入益</u> XXX</p>	<p style="text-align: center;">損益計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p> <p>経常費用 業務費</p> <p style="padding-left: 40px;">【略】</p> <p style="padding-left: 40px;">受託研究費 XXX</p> <p style="padding-left: 40px;">受託事業費 XXX</p> <p style="padding-left: 40px;">【略】</p> <p>経常収益</p> <p style="padding-left: 40px;">【略】</p> <p style="padding-left: 40px;">受託研究等収益 XXX</p> <p style="padding-left: 40px;">受託事業等収益 XXX</p> <p style="padding-left: 40px;">【略】</p> <p>雑益</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>【新設】</u> XXX</p>
第66 キャッシュ・フロー 計算書の 様式	<p>第66 キャッシュ・フロー計算書の様式 キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">キャッシュ・フロー計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p> <p>I 業務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p style="padding-left: 40px;">【略】</p> <p style="padding-left: 40px;">受託研究収入 XXX</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>共同研究収入</u> <u>XXX</u></p> <p style="padding-left: 40px;">受託事業収入 XXX</p> <p style="padding-left: 40px;">【略】</p>	<p>第66 キャッシュ・フロー計算書の様式 キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">キャッシュ・フロー計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p> <p>I 業務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p style="padding-left: 40px;">【略】</p> <p style="padding-left: 40px;">受託研究等収入 XXX</p> <p style="padding-left: 40px;">受託事業等収入 XXX</p> <p style="padding-left: 40px;">【略】</p>
第74 国立大学 法人等業 務実施コ スト計算書	<p>第74 国立大学法人等業務実施コスト計算書の様式 国立大学法人等業務実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人等業務実施コスト計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p>	<p>第74 国立大学法人等業務実施コスト計算書の様式 国立大学法人等業務実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人等業務実施コスト計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p>

対応する 会計基準 及び注解	改訂後	改訂前
	<p><u>況</u>について注記するものとする。</p>	
<p>第 83 教育研究 の実施等 による収 益の会計 処理</p> <p>注解 62 国又は地 方公共団 体からの 委託費の 扱いにつ いて</p>	<p><注62> 国又は地方公共団体からの委託費の扱いについて 国立大学法人等に対して国又は地方公共団体から支出された委託費については、国立大学法人等の教育研究の提供等の対価に該当するものであるので、他の主体からの受託収入と同様の会計処理を行う。</p>	<p><注62> 国又は地方公共団体からの委託費の扱いについて 国立大学法人等に対して国又は地方公共団体から支出された委託費については、国立大学法人等の教育研究の提供等の対価に該当するものであるので、他の主体からの受託収入と同様の会計処理を行う。<u>ただし、国又は地方公共団体からの受託による収益と他の主体からの受託による収益とは区別して表示しなければならない。</u></p>
<p>第 124 連結財務 諸表の注 記</p>	<p>第124 連結財務諸表の注記 連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1)~(3) 【略】 (4) <u>重要な後発事象</u> <u>連結決算日以降に発生した事象で、次期以降の関係法人集団の財務状態及び運営状況に影響を及ぼすものについては、その内容</u> (5) <u>産業競争力強化法第 22 条に基づく出資事業に関する事項</u> <u>産業競争力強化法第 22 条に基づき、国立大学法人等が必要な資金の出資を行い取得する有価証券につ</u> <u>いて、国立大学法人法施行規則第 14 条の 3 第 1 項の指定を受けた場合には、注解 55 に規定する内容</u> (6) その他の重要な事項 関係法人集団の財政状態及び運営状況を判断するために重要なその他の事項</p>	<p>第124 連結財務諸表の注記 連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1)~(3) 【略】 (4) その他の重要な事項 関係法人集団の財政状態及び運営状況を判断するために重要なその他の事項</p>

※上記のほか、「独立行政法人国立大学財務・経営センター」については、平成 28 年 4 月 1 日に解散、「独立行政法人大学評価・学位授与機構」と統合し「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」となることから、文言を全て改める。

※なお、条文等の新設及び削除に伴う条文番号等の修正及び内容に直接影響のない字句等の修正については記載していない。

以 上